

第4四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航(その3)	海上輸送	株式会社商船三井さんふらわあ	¥2,500,000	R6.1.25	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大阪港湾局事務所移転に伴う庁内情報利用パソコン等機器の移設業務委託	その他情報処理	株式会社大塚商会	¥2,417,800	R6.2.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	令和5年度J岸壁警備業務委託	その他警備	アースセキュリティ株式会社	¥1,709,125	R6.3.7	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G20	—
4	令和5年度廃FRP船リサイクル処理業務委託	産業廃棄物(処分)	一般社団法人日本マリン事業協会	¥1,530,210	R6.3.19	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その3）

2 契約相手方

（株）商船三井さんふらわあ

3 随意契約理由

本事業は、大阪港及び堺泉北港に親しみ、フェリーの旅の魅力を知っていただく機会作りと内航フェリーの利用促進を目的として、各港に就航する大型フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を実施するものである。

実施については、昨年度に引き続き、府市共同事業としてより多くの方々に大阪“みなと”及びフェリーの魅力を感じていただくため、大阪府下で大型フェリーが就航する3ヶ所のフェリーターミナル、さんふらわあターミナル（大阪）、大阪南港フェリーターミナル及び泉大津フェリーターミナルから、体験クルーズを実施することとした。

本年度においては、既に大阪南港フェリーターミナル（（株）名門大洋フェリー）と泉大津フェリーターミナル（阪九フェリー（株））で7月に実施しているため、今回は、さんふらわあターミナル（大阪）で実施する。

よって、本業務の受注が可能となる船社は、さんふらわあターミナル（大阪）を使用する「（株）商船三井さんふらわあ」のみである。

以上の理由により、上記契約相手方との随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部事業戦略課

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

大阪港湾局事務所移転に伴う庁内情報利用パソコン等機器の移設業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

本業務は、組織改正により堺泉北建設管理課(堺市)及び阪南建設管理課(岸和田市)の一部が泉州港湾・海岸部(泉大津市)が入居している堺泉北港ポートサービスセンタービルに移転することに伴い、移転先事務所において庁内情報利用パソコン及びプリンタ(以下、「パソコン等機器」という。)を正常に稼働させるために、LAN回線ケーブルの設置、パソコン等機器との接続及び設定調整作業を行うものである。

本業務を行うパソコン等機器については、「令和2年度 庁内情報利用パソコン等機器(大阪港湾局用)一式(その2) 長期借入」において、三菱 HC キャピタル株式会社から借入れているものであり、保守業務については、三菱 HC キャピタル株式会社からの申請に基づき、株式会社大塚商会が行うことを本市が承認している。

本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成やソフトウェア情報などの専門的な知識が必要となるとともに、限られた期間内に、環境設定、ネットワーク設定及び動作確認テスト等の作業を迅速かつ正確に実施しなければならない。

またパソコン等機器は、日常業務を行うにあたり欠かすことのできない重要なものであり、移設後も引き続き利用することから、責任の一貫性を持たせる必要がある。保守業務を担っている株式会社大塚商会以外の事業者にも本業務を委託した場合、障害発生時の責任の所在が不明確になるなど、運用に著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことより、本業務については、移設対象となるパソコン等機器の保守業務を担っている唯一の事業者である株式会社大塚商会と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局総務部総務課

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 J岸壁警備業務委託

2 契約の相手方

アースセキュリティ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、令和6年2月27日から令和6年3月2日にかけてJ岸壁に米国艦船が着岸するにあたり24時間体制で警備業務を行うものである。

米国艦船の入港については、令和6年2月7日に大阪海上保安監部より通知を受けた。一般競争入札による業者選定を行う場合の日程を調達担当に確認したところ、2月13日以降に契約請求した場合の業者決定日は、一番早い日程で3月15日との回答を得た。そのため一般競争入札による業者選定は不可能である。

また、随意契約を行う場合であっても、契約完了から警備開始までの日数が十分に確保できないため、警備会社側が一から警備場所の把握、警備員手配、パトロールカー等の警備用具の確保等を行うことは困難である。そのため、入港予定の岸壁を把握しており、緊急的な対応にも熟練した業者を選定する必要がある。

これらを踏まえ、大阪港湾局発注の港湾施設警備を受注した実績のある会社7者に見積依頼した結果、上記1者以外の6者からは人員を揃えることができないため対応できないと回答があったため、上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

1 案件名称

廃FRP船リサイクル処理業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 日本マリン事業協会

3 随意契約理由

FRP（繊維強化プラスチック）船は、高強度で非常に大きく、全国に広く薄く分布している上、製品寿命が30年以上にも及ぶといった製品特性から処理が困難であり、FRP船リサイクルシステムの運用が開始される以前は、適正な処理ルートが存在しなかった。

このため国土交通省は、廃FRP船の適正な処理手段を確保し、不法投棄等社会的問題に対処するとともに、循環型社会の形成等の社会的要請に応えるため、平成12年度に「FRP廃船高度リサイクルシステム構築検討プロジェクト」を立ち上げ、平成15年度まで4年間検討を行い、適正かつ効率的なリサイクル技術及びリユース技術等を確立した。同省では、同検討結果を踏まえ、「リサイクルの早期実施」及び「システムの段階的な構築」等の観点から、製造事業者団体である（社）日本舟艇工業会（現在の（一社）日本マリン事業協会、以下、日本マリン事業協会という。）を主体として、廃棄物処理法の広域認定制度を活用してFRP船リサイクルシステムを構築することとした。

その後、廃棄物処理法に基づく広域的処理の対象となる一般廃棄物として廃FRP船が追加され、同法の広域認定制度を活用した廃FRP船のリサイクルが可能となった。

同法上の広域認定にかかる主な考え方は次のとおりである。

- ・廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- ・一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。
- ・処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められるものに委託するものであること。
- ・二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

これを受けて、日本マリン事業協会は、廃棄物処理法に基づく広域認定の申請を行い、環境大臣による認定を受けて、平成20年度からFRP船リサイクルシステムの運用を行っている。

日本マリン事業協会は、FRP船の処分に関し環境省から廃棄物処理法に基づく広域認定を受けた唯一の事業者であり、FRP船リサイクルシステムを運用することができる唯一の事業者であることから、当該事業者への契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課